

# 研究開発等特許化支援事業

## 対 象

市内の中小企業者等又はそのグループ（構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る。）

## 内 容

### 1 対象

研究開発等の特許化するために要する次の経費について、補助金を交付します。  
グループが行う場合にあつては、経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限ります。

### 2 対象経費

特許出願に直接要する経費。  
※特許事務所等への委託経費を含みます。

### 3 補助額

2分の1以内の額。(20万円を限度)

## 留意点

- 1 登録商標、実用新案、意匠登録は対象になりません。
- 2 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

## お問い合わせ

産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033